

平成26年度第3回  
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：平成26年11月7日（金）午前10時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第二常任委員会会議室

札幌市環境局

## 1 出席者

### (1) 第八次札幌市環境影響評価審議会委員

村尾 直人	北海道大学大学院工学研究院	准教授
佐野 大輔	北海道大学大学院工学研究院	准教授
川崎 了	北海道大学大学院工学研究院	教授
早矢仕 有子	札幌大学 地域共創学群	教授
内藤 華子	元 石狩浜海浜植物保護センター	学芸員
宮木 雅美	酪農学園大学農食環境学群 環境共生学類	教授
吉田 恵介	札幌市立大学大学院 デザイン研究科	教授
半澤 久	北海道科学大学 寒地環境エネルギーシステム研究所	所長
遠井 朗子	酪農学園大学農食環境学群 環境共生学類	教授
碓山 恵子	北海道科学大学 未来デザイン学部	准教授

計 10名

### (2) 事務局

札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当部長	木田 潔
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境共生推進担当課長	米森 宏子
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境影響評価担当係長	宮下 幸光
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境管理係	奥山 力

### (3) 事業者

北8西1地区第一種市街地再開発事業

(都市計画決定権者)札幌市都市局市街地整備部市街地整備課	4名
(事業者から委託を受けた者)株式会社ドーコン	2名
株式会社日本設計	1名

## 2 傍聴者

2名

## 3 報道機関

北海道通信社

## 1. 開 会

○事務局（米森環境共生推進担当課長） まだ1名の委員がおくれていますがいりますが、定刻となりましたので、ただいまより、平成26年度第3回札幌市環境影響評価審議会を開催させていただきます。

本日、1名がおくれていますがいりますが、現在ご出席の委員は9名ですので、規則にのっとりまして会議が成立していることをご報告させていただきます。

また、本日は、8月末で退任となりました佐藤委員の後任といたしまして、新たに佐野委員が第8次審議会の委員としてご出席いただいております。

佐野委員から、簡単に自己紹介をお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

○佐野委員 北海道大学の佐野と申します。

今のお話のとおり、佐藤委員がアメリカへ行かれていまして、1年間ぐらいですけれども、ピンチヒッターとして参加させていただくことになりました。

主に水環境関係を担当いたします。よろしくお願いたします。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 佐野委員、ありがとうございました。

## ◎挨拶

○事務局（米森環境共生推進担当課長） それでは、会議に先立ちまして、環境管理担当部長の木田よりご挨拶を申し上げます。

○木田環境管理担当部長 おはようございます。

環境管理担当部長の木田でございます。

平成26年度第3回札幌市環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、先週の視察調査から引き続いてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、二つの議題を予定しております。

一つ目は、ことしの9月29日に評価書の縦覧が終了いたしました仮称北8西1地区第一種市街地再開発事業に関します自主報告でございます。

この件は、本年3月末までの準備書に対する審議の結果としていただきました答申に基づきまして、市長意見を4月1日付で都市計画決定権者の事務局でございます都市局宛てに送付したところでございます。その後、都市局で種々の検討を行いまして、評価書を作成いたしまして、公表に至っております。本日は、条例に規定はございませんけれども、都市局からの自主報告という形での説明がでございます。

委員の皆様には、本事業の環境配慮に関します今後に向けたご助言につきましてよろしいお願をいたします。

二つ目につきましては、前回に引き続きまして、条例の運用上の課題についてござい

ます。

第2回審議会で、図書の縦覧の延長及び電子データの取り扱いにつきまして、さまざまなご意見をいただきました。本市といたしましては、ご意見をもとに考え方を再度整理させていただきましたので、ご助言について、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、本日も忌憚のないご意見をどうぞよろしくお願いいたします。

#### ◎資料の確認

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 議事に入ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。

お配りしております資料でございますけれども、次第と裏面の座席表のほかに、資料1と資料2は北8西1地区の関係でございます。資料1-1は、1枚物の北8西1地区第一種市街地再開発事業の経緯等についてです。それから、資料1-2は、北8西1地区第一種市街地再開発事業環境影響評価書についてです。それから、参考資料として、環境影響評価の概要をつけさせていただいております。それから、資料2は、条例の運用にかかわる内容ということで、資料2-1は、1枚物の札幌市環境影響評価条例の運用に係る課題対応です。資料2-2は、資料2-1の別添図表等と頭に書かれたものです。資料2-3は、（仮称）札幌市環境影響評価に係る図書等の縦覧の継続等に関する要綱です。

足りない資料等がございましたらお知らせいただければと思います。

それでは、早速でございますが、村尾会長に審議の進行をお願いしたいと思います。

## 2. 議 事

○村尾会長 ご出席、ありがとうございます。

きょうの議題は二つございまして、それぞれ1時間弱ぐらいで審議しまして、12時には終了したいと考えておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議題（1）北8西1地区第一種市街地再開発事業の環境影響評価書について、この審議会へ自主的なご報告をいただくことになってございます。

事業側の皆さんには、既にご着席いただいております。ご出席を大変ありがとうございます。

本案件は前期の審議会で、準備書の手続につきましては終了しております。ただ、今年度から新たに委員になられた方につきましては審議にかかわっておりませんでしたので、これまでの審議の経緯について、事務局から簡単にご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（奥山技術職員） 資料1-1について、私、奥山からご説明させていただきます。

本案件につきましては、札幌市北区北8条西1丁目に、条例の対象規模要件である高さ100メートル以上かつ延べ床面積10万平米を超える大規模建築物を建設するものです。

方法書、準備書の段階では、高さ180メートルのツインタワーを含む4棟の案でございました。

延べ床面積につきましては、15万8,000平米、評価書の段階におきましては、その規模を縮小し、高さ180メートルの高層棟は1棟となりまして、延べ床面積は12万2,000平米に縮小されております。

条例に基づく手続経緯は、資料1-1の2に記載しております。

審議会の開催回数は、方法書の段階では2回開催いたしましたが、準備書については、6回と過去最高の開催回数となりました。

ご審議いただいた内容で最も時間をかけました事項は、北九条小学校への影響、特にそこで学ぶ児童への健康への影響でございました。

また、準備書に対しては、住民意見として7件、公聴会では公述人が1名いらっしゃいました。

事業者側でも、条例の規定とは別に地域住民、保護者への説明会、さらには、児童を対象とした勉強会などを延べ6回開催しております。

一方、本案件は、都市計画法の対象となることから、事業認可の判断のもととする都市計画審議会が延べ6回開催されております。

事業者側は、これらの経緯を踏まえて、事業規模等の縮小変更と予測、評価等の見直しを行った上で、本年8月末から9月末にかけて、評価書の縦覧を行ったところでございます。

今後のアセス手続としては事後調査報告書があり、これについては、改正条例に基づき審議会のご審議をいただくこととなっております。

以上、本事業に係る環境影響評価手続等について、簡単にご説明申し上げました。

○村尾会長 ありがとうございます。

それでは、事業部局から、評価書の内容について、特に市長意見に対する対応状況を中心にご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○事業者（ドーコン・矢内） よろしく願いします。

それでは、北8西1地区第一種市街地再開発事業関係の環境影響評価書についてご説明いたします。

これからご説明する内容につきましては、ここに示した内容でございます。

1番、事業計画の変更に伴う再評価、2番、準備書についての市長意見及びそれに対する事業者の見解、3番、モニタリングについてでございます。

まず、事業計画の変更に伴う評価内容です。

ここでご説明する内容につきましては、さきにお配りしております環境影響評価の概要ということで参考資料にも記載しておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

本事業については、平成25年9月に環境影響評価準備書を作成しておりますが、その

後、市長意見や地域住民の意見、また、社会的な情勢の変化を考慮しまして、事業計画を変更いたしました。

変更内容につきましては、ここの外観に示しますとおり、大きく準備書段階で2棟計画されていた高層棟を南西側の1棟のみに変更したことです。

これは、計画施設の平面・立面図でございます。

左側の準備書段階での北東と南西側に2棟の高層棟がありましたけれども、その配置を右側の評価書段階では1棟のみの形に変更しております。

これは、計画の主な諸元の変更状況です。

準備書段階の計画から建築面積や延べ床面積等を削減しております。

右側の表の中で青字になっているところが変更部分です。

自動車の駐車台数につきましても、800台から700台程度という計画変更をしております。

このような事業計画の変更によって、予測が必要になった項目について、準備書段階から再予測を行いました。その結果、多くの環境影響項目については、環境への影響は軽減される方向に変化いたしました。詳しい内容については、概要の資料をご参照いただければと思います。

次に、具体的な各項目の予測結果についての概略を説明いたします。

まず、大気質については、建設機械の稼働、資材車両の搬入出について予測を行いました。その結果、予測結果に変更はありませんでした。

騒音につきましては、建設機械の稼働について再予測を行いました。その結果、予測結果が準備書段階で62デシベルから67デシベルと予測されていたものが、63デシベルから67デシベルになりました。

振動につきましては、建設機械の稼働について再予測を行いました。その結果、52デシベルから65デシベルが52デシベルから64デシベルになりました。

風害につきましては、再予測の結果、領域C、これは好ましくない評価基準の上から2番目のランクですが、その出現頻度が減少しました。

次に、水の濁りについては、変更はございません。

地盤沈下については、揚水計画が変更となりましたが、予測結果に変更はありませんでした。

土壌については、変更はございません。

それから、電波障害、日照障害につきましては、施設計画の変更に伴う再予測を行いました。その結果、いずれの項目につきましても、影響範囲が縮小いたしました。

自然環境に関する植物、動物、生態系につきましては、計画の変更に伴う予測結果に変更はございません。

次に、景観でございます。

施設計画の変更に伴う予測を行った結果、圧迫感の軽減等を図るなどしており、特に予

測結果に変更はございません。

それから、廃棄物、温室効果ガスにつきましては、建築物の延べ床面積等が変更になり、それに伴って、これらの項目の発生量が減少いたしました。

○事業者（日本設計・阿部） ここからは、私からご説明させていただきます。

建物のボリュームと形状変更に伴いまして、日影の状況が変わりました。その日影の状況が変わったことに関する予測の再評価をさせていただいてございます。

冬至日におきます周辺建物の日影を考慮した場合の北側に隣接する小学校敷地への日照時間の変化の程度を再評価いたしました。

冬至における校舎南側の日照時間は、現状で2階から4階までの建物しか建っていない状況、あるいは駐車場になっている部分がございます。その状況で現況86分という冬至日の日照時間に対しまして、準備書段階の2棟案の段階で29分になっておりました。それから、変更案、評価書案の1棟案の段階で54分までになっております。準備書段階の案に比べまして25分の増です。

冬至の時間別の日影図で確認してございます。

小学校敷地内における日影の影響を準備書段階の2棟案と変更案の1棟案で比較いたしますと、小学生が授業を中心的に行う時間帯という意味合いですと、10時から12時の時間帯では、日影の範囲が減少しております。このため、事業計画の変更によりまして、日影の影響は、準備書段階からは低減されていると予測されます。

ここからは、時刻別に日影の状況をごらんいただきます。

ごらんいただいている絵は、9時の状況です

一番左側が現況で開発前の状況です。グレーの部分が日影の状況でございます。赤い枠で囲ってあるところが小学校、青い一点鎖線で囲ってあるところが今回の北8西1再開発の敷地でございます。

真ん中にあるのが2棟案の絵です。赤く塗ってございますのが、今回の開発によって増加される日影の部分です。小学校の敷地の中で新たに発生する日影の部分を赤く塗っております。一番右側の変更案につきましても同じでございます。9時の状況では、2棟案と1棟案との違いは特に認められません。

10時の状況です。緑の点線で囲った部分の日影がなくなっております。

11時の状況です。同じく2棟案から1棟案にすることによりまして、緑の点線で囲った部分の日影がなくなって、校舎に日が当たり、日照の条件がよくなっているのが認められます。

12時の状況です。若干ですが、左側の準備書案から右側の変更案に向かって緑の点線で囲った部分が若干よくなって、日影が低減されていると認められる部分でございます。

13時の状況です。午後になります。13時から、準備書段階の2棟案、変更1棟案につきまして、特に大きな違いは認められません。

14時の時点でも同じでございます。

15時の時点でも同じでございます。

○事業者（ドーコン・矢内） ただいまのご説明のように、日影については、当初案からは影響が軽減されているという結果になりました。

次に、準備書において述べられました市長意見に対する事業者の見解についてご説明いたします。

述べられた市長意見については、主に4点でございます。

一つ目は地盤沈下についてです。二つ目は景観についてです。三つ目は日照障害についてです。四つ目は石の蔵ギャラリーについてでございます。

見解について、簡単にご説明いたします。

まず、地盤沈下につきましては、事後調査についてのご指摘がありました。それにつきましては、ご指摘のとおり、今後、事後調査計画に基づきまして、工事中、工事後のモニタリングを適切に行う考えであります。

二つ目の景観につきましても、設計時の配慮につきましてご指摘がありましたが、当然、設計時においても、ご指摘事項に配慮しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

それから、日照障害につきましては、準備書における表現等でわかりやすさや適切な表現等についてご指摘がありました。これらのご指摘につきましては、評価書段階で留意しながら評価書に反映しております。

さらに、日照障害につきましては、特に施設の北側にある小学校の児童への健康影響や学校環境への影響についての懸念が指摘されました。これらのご指摘につきましては、モニタリングや関係者との協議を進めることによって、今後、適切に対応してまいりたいと考えております。

それから、当該事業予定地に存在する石づくり倉庫、いわゆる石の蔵ギャラリーにつきましては、今後の設計段階で素材の活用方法等を検討していく考えでございます。

次に、見解の中にありました日照障害の影響に関するモニタリングについて、若干補足説明をいたします。市長意見におきまして、日照障害に関する意見が多く指摘されまして、それに対する基本的な考え方を説明いたします。

日照につきましては、児童への健康影響と学校環境への影響という二つのご指摘がございました。

児童への影響は、現段階では、学校で実施している健康診断の状況把握や紫外線量、照度等の測定などを想定しています。ただ、実施に当たりましては、専門家の意見等を聞き、相談しながら行う予定でございます。

学校環境への影響につきましては、今後、関係者と協議を進めていく予定としておりまして、その協議の中で融雪の問題を含めて具体的な内容を検討していくというふうに考えております。

また、今後、事業にかかわるさまざまな事項につきまして、町内会や学校関係者等による意見交換の場を設けることで、今後、事業が円滑に進むよう努めていきたいと考えてお



ります。

以上でご説明を終わります。

○村尾会長 ありがとうございます。

評価書につきましては、条例上、審議会での審議対象にはならないわけで、ここで皆さんの意見をまとめるということではございませんが、こういう段階に至って、事業がなされたときに、それが適正に実施されていくことが望ましいわけです。そういう意味で、委員の皆さんから、今のご説明についてご意見、今後に対するアドバイスをいただければと思います。

ここは自由にご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○宮木委員 最初の準備書案から大幅に変更されて、日照阻害についてもかなり軽減されたということで、大変評価できると思います。

ただ、日照時間の変更案を見ても、現況の86分から54分ですから、60%ちょっとになるわけですね。それは、かなり影響があるおそれがあると思いますので、やはり、これからしっかりしたモニタリングをしていただきたいと思います。

○遠井委員 私も、宮木委員と同様に、準備書案よりは、随分と大幅な改善がされて、特に、午前中の校舎にかかる日影について相当軽減されたということは非常に高く評価させていただきます。

ただ、ちょっと気になりましたのは、市長意見の中では、日照阻害について、現状と供用後の日照の状況について、定量的でわかりやすい比較を行うことと書いておきまして、今回、ご紹介いただきましたのは、特に、準備書案と変更案との違いは何か、もちろん、現況とも比較をしながらということでした。感覚的には、午前中に関してはかなり軽減されたというのは、図を見てわかる場所ですけれども、現行から見たら、日陰の面積がかなりふえるのは間違いないので、現況と比べてどれくらいふえるのか、定量的な評価というときに、以前の議論の中では、熱量換算ができるのではないかという話もあったかと思えます。今後、具体的に学習環境とか、健康状況への影響ということであれば、そうした多角的な評価ということも、可能であればモニタリングの中で検討していただければよいのではないかと思います。

あと2点ほどあります。

専門家の助言を求めながら調査を行っていきますという最後の健康状況への影響についてです。これも、審議の中で、専門家とは誰なのかということが、かなり議論の余地があったように思いますので、当該分野での最新の研究状況も踏まえて専門家の助言を求めるとことをぜひ心がけていただければと思います。

場合によっては、日本の中では十分な研究がないけれども、海外ではかなり文献もたくさんあるという事例もあったかと思えますので、最新の研究状況というのは、必ずしも国内の、特に札幌周辺ということではなく、広く捉えていただければと思います。

最後ですけれども、モニタリングについて、関係者間で意見交換の場を立ち上げるとい

うことを、最後に書いていただいています。これは、質問なのですけれども、これは常設の場として何か協議会のようなものをつくられるのか、それとも、何か別の組織の中にこういう機能を持たせるのか、これは、どういう場なのかということをご説明いただければと思いました。

○事業者（ドーコン・矢内） その辺は、まだ具体的なものがまだないので、今後、再度検討したいと思います。

○遠井委員 まだ具体化していないのであれば要望ですけれども、できるだけ常設で話をしやすい場をつくるということと、それから、例えば、ご専門の方が非常に専門的な見地から説明をされても、私たちも含めてですけれども、専門外の間、それから、一般の方々、それがどう意味を持つのかというのをなかなか理解できない場合もありますので、できればそうしたコミュニケーターのような方に中に入ってもらったり、お互いの意思疎通がうまくできるような形で、こういう意見交換の場というのを運用していただければ、ありがたいなと思いました。

○村尾会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○半澤委員 半澤でございます。

準備書段階から比べると、評価書の段階での計画案というのは、日照の問題についても前進したといえますか、改善されたということで評価できると思います。

参考までに伺いたいのですが、こういう案に変更されたという、最も大きな動機づけというのは、この審議会でのわれわれの意見を非常に重要視して変更の検討に用いられたのか、あるいは何かほかの理由もあったのか、もし差し支えがなければ参考までに伺いたいと思います。この審議会でごうことかどうかはわかりませんが、お願いします。

○事業者（日本設計・阿部） この審議会の中でご指摘、ご助言いただいたことが変更、見直しの大きな要因の一つであることには変わりございません。

もう一つは、ちょうどご審議いただいている期間に、昨年の年末ぐらいからかなり顕著に建築の工事費が相当高くなって、事業上の見直しが必要であったことが二つ目の大きな要因でございます。

この二つをどういうふうにはバランスをとりながら解決するかという中で、2棟案から1棟案にしたというところです。効率をかなり上げていったということでございます。

○村尾会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○村尾会長 ほかにないようでしたら、これで北8西1第一種市街地再開発事業の評価書の説明会を終了いたします。

事業者の皆様は、今後も事業の進捗に応じて適切な環境配慮をしていただければお願いいたします。

また、新条例の規定で事後調査報告書の審議も残されておりますので、本審議会として

もこれで終了ということではないということをお頭の中心にとめておいていただければと思います。

それでは、事業者の皆様、ありがとうございました。

〔都市計画決定権者、事業者は退室〕

○村尾会長 ご協力いただきまして、一つ目が予定より少し早く終わりました。

次の議題に入りますが、二つ目は、前回もご審議いただいた条例の運用に当たっての諸課題という議題の3回目でございます。

前回の会議は大分前なので、どんなことをやっていたのか、私も忘れていところがあるのですが、図書の縦覧の延長あるいは電子データに關しまして札幌市の基本的な考え方を前回審議したわけですが、事務局のほうでもう一回整理していただいけませんかということになりました。今回、そのあたりを整理していただいた資料がございますので、まず、事務局からその資料についてご説明いただい、皆さんに前回の議論を思い出していただい、審議をいただければと思います。

これにつきましては、審議会として何か意見をまとめるというよりも、皆さんから専門的な立場で、最終的なまとめをするためにご意見をいただきたいという事柄でございます。

それでは、事務局から、資料2-1から資料2に基づきましてご説明をいただきます。よろしくお願いします。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 宮下から説明させていただきます。

今、会長からお話ございましたように、前回まで、事務局の資料が非常に見づら、何を言っているのかわからないというご指摘を相当いただきましたので、前回までのご議論の内容を精査しまして、資料のつくり直しを行いました。

まず、資料2-1をごらんください。

これについては、前回までA3判で相当の枚数がありましたけれども、簡潔にA4判の裏表の1枚にまとめております。

1番の答申に至った背景については、前回ご説明しておりますので、今回、ここでの詳しい説明は省略させていただきます。

基本的には、市民から図書を見られるような状態を続けてほしいというパブリックコメントがございまして、審議会の中でも、そのような配慮が必要だということで、条例改正のときには、技術指針の中で事業者の努力規定として縦覧継続をしてほしいということをお技術指針の中に盛り込んだ状況でございます。

2番目の見出しの札幌市の基本的な考え方について、簡単にご説明いたします。

(1)は、図書の縦覧継続は、本市の環境影響評価制度の充実につながるものであるということです。これにより、市民が場所と時間を選ばず図書情報にアクセスできる環境を整備することが必要だということをお記載しております。

また、縦覧継続をする場合に、次の図書の縦覧期間と重ね合わせることによって、前後の図書の縦覧期間の空白を解消し、前後の図書の比較ができるということを目的としたいということでございます。

二つ目は、事務局である市の状況でございますけれども、今後、案件数がかなりふえていくと考えられますので、紙による図書の保管、保存では、スペースの確保もいずれは限界が生ずる可能性が大きいことから、電子情報による省スペースが必要ということです。将来的には、手続終了後の事業のフォローアップに役立てる、あるいは類似案件への対応にもつなげていきたいと考えております。

これについて補足しますが、環境省の北海道事務所、東北事務所で、一昨年度に過去の案件がその後どうなっているかという大々的な調査を行っております。札幌市においても、今までの件数はそれほど多くはありませんけれども、今後、どういうふうに事業が進行していくかということ把握しておく必要があると考えております。

三つ目は、市長の責務です。環境影響評価制度の充実は、市長の責務ですので、市長が責任を持って縦覧の継続を行うことが必要かと思っております。市長が縦覧延長を行うことによって、事業者への過渡な負担を避けることもできると考えております。

四つ目は、この縦覧継続の制度は、基本的には、事業者の作成した著作物としての図書や各種資料を対象といたしますので、著作権法上の関係から、事業者の同意をきちんと得ることを前提で行うべきものと考えております。

これは、昨年度の条例改正の際にも検討しておりますが、条例による義務化は、今の段階ではまだ検討の余地があるということで、今回は条例の改正では考えておりません。

五つ目は、先ほどの部分とも若干重なる部分がありますが、電子ファイルの提供を受けるということで、将来的に調査データはアセスメント以外、例えば生物多様性の事業や道庁の広域的な自然調査などとも関連させて行っていく必要があるかと思っております。委員の先生からお話がありましたけれども、CVS形式などによってデータベース化していくことによって、さまざまな事業に活用できるのではないかと考えております。

現時点では、法及び条例の規定の中で、特に配慮書等の中で、事業者から行政に対してのデータ提供を求められた場合は、それに応えていかなければならないという規定がございますので、そういうことに活用していければと考えております。

以上が、今回の運用改善に係る本市の基本的な考え方でございます。

次に、見出しの3として、縦覧を継続する場合の関係法令の解釈について簡単に記載しております。

一番重要な部分は著作権法でございます。既にご承知の方もいらっしゃるかと思っておりますが、資料2-2をごらんください。

2-2の図1に著作権法の構成を書いております。

著作権といった場合、大きく三つの段階に分かれます。

最初に、全ての権利が著作権となっておりますが、そこから著作者の権利と実演者の権利

の二つに分かれます。この段階で、著作者の権利のことを著作権と呼ぶ場合もございます。

さらに、著作者の権利が大きく二つに分かれまして、著作人格権と著作権、いわゆる財産権に分かれます。

一般的に、著作権といった場合は、著作権の中の財産権についていわれる場合が多く、これは、いろいろな権利が束になったもので、ばらばらにすることができ、しかも、譲渡することができるという権利でございます。

四角の上の段にあります著作人格権については、分割できず、財産権がほかのものに移ったとしても、作成した者に権利がずっと残るものでございます。ですから、さまざまな場合に、著作人格権について、ある行為を行うときにはこれを解除してほしいという契約が必要ということで、文化庁もそういう説明を行っております。

図の表の中に記載すればよかったですけれども、上の著作人格権は譲渡できないもの、下の著作権（財産権）は譲渡できるものということでございます。メモをしていただければと思います。

資料2-1の裏面になりますが、二つ目として、札幌市の情報公開条例という制度がございます。法にも同じような制度がございますが、札幌市の事務に関しては、この手続きが対象となります。

この中の一つポイントは、既に公表済みの図書については、事業者の同意の上で引き続き公開を行うのは支障がないものという解釈ができるということでございます。

事業者が図書の公表に同意しない場合や、縦覧が終了した後に市民等から開示請求があった場合は、札幌市情報公開条例に基づく手続きをとることによって申請者は情報を入手することができるという取り扱いになっております。

三つ目は、個人情報の保護に関するものです。

これも、札幌市に個人情報保護条例がございます。条例の構成は個人情報保護法と似たような作りになっておりますが、札幌市で取り扱う事務について、条例が適用されることとなります。

アセス図書の中に記載されているさまざまな情報について検討しましたが、一般的に図書に掲載されて公表されるデータ等は、個人情報には当たらないということがありますし、万が一、個人情報に該当するもの、あるいは、希少種情報などがあった場合は、基本的には図書から伏せた形で公開されておりますので、縦覧の継続についても問題はないと考えております。

なお、審議会へ提出される資料については、「北部事業予定地」のときにもございましたけれども、希少種情報あるいは個人情報が含まれている場合は、傍聴者にも配付せず、審議会委員だけの情報としてご提供させていただいております。

関係する法令はほかにも幾つかありますが、主なものについてここに記載させていただいております。

以上の大きな検討内容をもとに、図書の縦覧継続を実施するため、要綱を作成して行う

とした場合について、その要綱の骨子について検討いたしましたので、順にご説明いたします。

資料は2-3の要綱（案）と、引き続き資料の2-2をあわせてご説明いたします。

資料2-2は、3ページ目の表3をごらんください。

表3の数字は、要綱の条項に該当する部分も順に記載しております。

まず、条項の1と2を「趣旨・目的」として一つの枠に書き入れておりますが、今までご説明した本市の基本的な考え方を反映する規定としております。

条項3については、用語ですので、条例及び規則の中で使用している用語とそごがないように一致させるという規定でございます。

条項4の対象となる図書等として、要綱（案）の中に、別表1から別表3までございます。紙を2枚めくっていただいて、裏面のページでございますが、別表1から別表3の左側に、該当する図書等を一覧として記載されております。この中には、図書以外に市民意見に対する見解書、それから、審議会へ提出された資料等も対象としております。

また、条項4には、電子ファイルによるものだけでなく、紙によるものも対象とするということで考えております。

当初、縦覧の継続等につきましては、電子縦覧を考えておりましたが、インターネット環境を有していない方、あるいは、何かの都合で使えなくなったという方もいらっしゃるということで、図書については紙でも同様に行えるように規定を考えております。

ただ、図書については、縦覧が長期にわたることもありえますので、その縦覧を行える場所、施設に維持管理上のかなりの負担をかけることとなりますので、これについては、今のところ、当課における事務室だけを考えております。

次に、条項5の取り扱いの原則については、先ほどからご説明していますように、著作者である事業者の同意を大前提とするという規定を考えております。

6の公表の継続の方法については、先ほどご説明しておりますように、札幌市の公式ウェブサイトと環境局の事務室の中での紙での縦覧を考えております。

7の公表の継続期間ですが、これについては、前回の審議会のご意見も踏まえまして、いろいろと検討を行いましたので、資料2-2に戻って1ページ目からご説明いたします。

前回のご審議では、全ての図書を案件手続が完全に終了するまで公開を続けるべきではないかというご意見もございました。本市としては、表1にありますように、継続期間を大きく三つに分けて、それぞれのメリット、デメリット等を検討してみました。

検討した結果は、この表のとおりでございますが、いろいろな条件等を考えたところ、今の段階では、この網かけをしております②の直前の手続図書、例えば方法書でありますと、次の準備書の規定の縦覧期間30日が終わるまで重ねて見られるように継続するということが最適かと考えております。

①であれば、配慮書から事後調査報告書まで全ての図書を手続が終了するまで見られます。③であれば、方法書ですと準備書が出る直前に見られなくなってしまうということで

ございます。そうすると、図書の比較、内容の変更等の確認が非常にしづらいこととなります。サーバー容量等を考えますと、図書だけで相当な容量になるかと思いますので、その点も考慮しまして、②の形が今のところ最適ではないかと考えております。

ページをめくっていただきまして、その期間が重なるというイメージを図2に記載しております。

上から見ますと、配慮書であれば30日の縦覧を行います。方法書が公表されて規定縦覧を30日行われているところまでは継続をいたします。方法書についても、同じように準備書が公表されて30日が終わるまでは見られるということです。

評価書と事後調査報告書については、いろいろなパターンが出てきますので、これについては、再度抜き出しまして、次の表2というところに、複数のパターンを考えまして、縦覧継続の違いについてどのような課題等があるかを検討しております。

事後調査を実施しない場合は、この表2の②-1と②-2が該当します。

②-1は、評価書を規定の縦覧30日終了後、1年間見られる状態にするという場合です。それから、②-2は、工事完了届の提出時までこれを見られる状態にするというものでございます。

事後調査がある場合については、②-3から②-6までを事後調査のパターンによって幾つか分けております。

事後調査も、1回で終了する場合や、複数回の場合があり、滝野霊園のように8年にわたって8回の報告があった場合もございますので、どの段階で評価書あるいは事後調査報告書の縦覧が終了するかというパターンを幾つか考えて、基本的には最終の事後調査報告書が30日間縦覧されますが、それまでは、評価書、最終以前の事後調査報告書を見とることができるのがいいと考えています。

ただ、②-6のように、先ほどの評価書の場合と同じように、終了後1年間、事後調査報告書、評価書もさらに閲覧できるような状態にしておくという案もあり、事務局としては、②-2の②-6のどちらかで検討したいと考えておりますが、②-1、②-5というパターンも、札幌市の情報公開請求によって図書が見られるということが担保されておりますので、こういうことでも特段の問題はないと考えておりますので、本日は、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと考えております。

1年間という数字については、このような制度を設けている政令市の中で複数ございますが、要綱、要領等を精査したところ、横浜市が評価書の縦覧継続は1年間という規定を設けておりますので、これを参考にすることが妥当と考えています。

中には、北九州市のように、図書を無期限で見られるようにする制度をとっているところもありますが、とりあえず、横浜市のやり方を参考にさせたプランをつくってみました。

これが、縦覧の延長についての検討経緯でございます。

また、3ページ目の表3に戻っていただきます。

条項8に、公表の継続について、何らかの理由で事業者が同意を解除したい、縦覧をや

めてほしいという申し出があった場合については、理由のいかんに関わらず、市長が速やかに停止するという措置を規定したいと考えております。

次に、ファイル形式、媒体等でございます。

これについては、改ざんされにくいものとして、一般的に普及されておりますPDF形式としました。また、余り容量が大きくなりますとダウンロードに時間がかかるということもありますので、ファイルを分割して、おおむね2メガバイト以下に各章を分割した形で掲載できればと考えております。

それから、そのファイルを事業者から提供を受ける場合のウイルス対策もありますので、基本的には、CD-ROMやDVDのようなもの書き込んだ形で提供していただくことを考えております。

次に、条項10の著作権への配慮です。

これは、先ほども説明したように、あくまでも著作権法に抵触しないということを考えておりますので、市長が市のホームページで公開する場合にも、その旨をきちんと記載する形をとりたいと思います。

資料の4ページ目の個人情報への配慮の関係です。

これは、図書を作成する段階で個人情報は保護されていると考えておりますが、さまざまな図書以外の資料も対象としていますので、それについて個人を特定できるような記載があった場合については、場合によっては伏せ字にするとかその部分を削除するということが事業者側と検討して対応したいと考えております。

次に条項12番のサービス提供についてです。

これは、図書内容を印刷できるように配慮をお願いしたいということが技術指針にも書いております。それから、図書の貸し出しについても、できる限りのサービスを行ってほしいということです。

第2回目の審議会で各都市の状況を資料としてお渡ししておりますが、かなりの都市で図書の貸し出しを認めているところが多い状況でございましたので、事業者の同意を得た上で実施したいと考えております。

条項13番は、審議会へ提供した資料の公開についてです。

これについては、別条項として規定を設けたいと考えています。

条項14番以降は、法令の形式的なものでございますので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上、要綱を作成するとした場合に、このような内容の制度でいいかどうか、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

最後になりますが、資料2-2の5ページ目でございます。

万が一、要綱を制定することになった場合に、現在の技術指針の一部変更を行うべきと考えられる場所が幾つかございますので、それを表4にまとめてございます。

第5の配慮書等の公表というところですが、第5の3に、この要綱に基づく内容について



て努めてほしいということを追加記載する、網かけになっている部分を記載したいということですが、

それから、4のインターネット上の掲載の継続についてですが、網かけをしている部分の下から2行分も新たに追加したいと考えております。

なお書きの部分については、現在の技術指針では、インターネットに掲載を継続する場合は、容量等の関係もあるので要約書でも構いませんという規定が記載されておりますが、要約書を改めて見ますと、本書の内容を十分理解した方、あるいは、本当に必要な部分だけということであれば要約書でもよろしいのですが、全体を見るということになると、非常に不十分な形になりますので、この部分は削除したいと考えております。

また、第1回目にご審議いただいたことで、技術指針にも記載したほうがよいのご意見をいただきましたので、審議会の協力等についても改めて技術指針で規則の審議会からの要請を担保する形をとりたいと考えて、追加する文案を作成してみました。

以上でございますが、内容がかなりたくさんになっておりますので、順番にご審議、ご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○村尾会長 ありがとうございます。

たくさん内容がございます。質問も多いかと思いますが、まずは資料2-2の表3が全体をまとめているような形になっておりますので、その辺からご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

私からの確認ですが、表1の各種課題というところは、網かけになっている②がよいのではないかという事務局のご提案でございました。それから、2ページ目の表2の評価書等の縦覧継続でございますけれども、事後調査なしと事後調査ありで分類しておいて、事後調査がない場合は②-2、事後調査がある場合は②-6がよろしいのではないかというお話でございました。

ただ、確認ですけれども、この縦覧というのは、市民の方がインターネットで資料を見たり、市役所に来て何の手続もなく資料を見ることができるという意味合いの縦覧期間でございまして、縦覧期間が終わっても、何らかの手続をとれば、情報公開のもとで、電子データあるいは紙ベースのものを見ることができるという理解でよろしいのですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 今、会長がおっしゃったとおりでございます。

縦覧されていない期間については、現在でも、情報公開条例に基づきまして、市民が申請していただければ、アセス部局になるのか、事業部局になるのか、そのときによると思いますが、申請をしていただければ、必要な書類のコピーまで可能ということになっております。担保されております。

○村尾会長 あとは、少しご意見をいただきたいのは、例えば工事完了届までということになりますと、一つ前の審議会で審議いただいたように、工事完了が30年後というアセスも実はございまして、それでは30年間ずっと公開しなければいけないのかというところ

ろもあると思います。表2では、下のほうに縦覧継続の長期化の可能性があり、こういうものをどういうふうに扱うかというところも含めて、いかがいたしましょうか。

まず、表3を中心にして、縦覧に対してどんなふうに考えたらよろしいのかということと、ここで言う電子データは、とりあえずはネットワーク上で見られるという意味の電子データで、それが終わった段階では、CD-ROMという話になろうかと思います。そして、著作権、個人情報に関する確認ですね。まず、この辺までについてご質問、ご意見をいただいて、その後、要綱であったり、技術指針というところに移り、最後に、今後どんなことを考えたらよろしいかということについて、ご自由にご意見をいただければと思います。

いかがでしょうか。

○遠井委員 どこまでが質問なのかが把握できていないので、もしかしたら、次の段階であれば、皆さんのほかの質問を待ってからでも結構なのですけれども、3点ほどお伺いしたいことがあります。

まず、表1の①、②、③という比較検討をしていただいて、直前の縦覧が終わるまでが望ましいのではないかというご説明だったかと思います。

もともと、なぜこれをするのかという趣旨、目的を二つご説明いただきまして、一つは、図書縦覧の連続性を確保するということです。もう一つは、環境影響評価制度におけるコミュニケーション促進に寄与することとおっしゃったかと思います。

最初の図書縦覧の連続性の確保ということであれば、②番でも十分確保できるかと思うのですが、2番目の環境影響評価制度におけるコミュニケーションの趣旨から考えれば、長期化の場合は別として、一般論としては、一つの事業案件が終了するまで、過去からのヒストリーを一覧できるということが重要ではないかと思うのです。

そうすると、①番は、趣旨からいけば一番望ましいのではないかと考えるのですが、これが非常に難しく、②番が適切だとお考えになった理由は、技術的に、サーバーの容量がオーバーすると、現行の技術ではとてもできないということなのか、技術的には不可能ではないけれども、非常に多大なコストがかかるので、今の札幌市のお考えとしてはそこまでできないということなのか、3番目ですけれども、そこまでの必要はないというご判断なのか、このあたりがどうなのかなという質問です。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 単純に、本当は全て見ることができればいいのですが、図書の容量、ページ数がどんどん多くなってきておりますし、長期にわたる事業の場合には、そういうものが複数出てきたら、ずっとサーバー上に掲載しておかなければならないのです。現在、情報調整のほうに具体的な相談はしていないのですが、かなり過去のものでも見られる状態で、いろいろな部局がデータをそのまま載せておりますので、サーバー容量が相当圧迫してきている状態かと思います。

これだけの図書を続けて載せるということは、物理的にかなり厳しい状況ではないかと思えます。本来は、①番をとれば一番いいのですが、とりあえず、次の図書が見られる

までの比較ということと、過去に終了した案件について、私どもへの市民からの問い合わせはほとんどございません。事業部局のほうにはあるかと思いますので、その場合は、先ほど言いました情報公開制度に基づいて、図書は公開して、いつでも見られる状態になります。

それから、昨年、豊水すすきの駅の近くに札幌市公文書館が設置されまして、その中でも、札幌市の市政にかかわる重要な図書については、公文書館へ審査の上、30年現局で保管したら移行しまして、実は、そこにも道条例時代のアセス図書が保管されております。

市民は、そういう制度を使うと見ることができますし、私どものほうでも、そういう制度がありますので、積極的にご活用くださいということを紹介すれば、コミュニケーションの環境を図っていけるものと考えております。

○遠井委員 私は、以前、道から情報公開で資料を取り寄せたことがあります。確かに、今、情報公開制度を使えば、全て開示をいただけます。しかし、私が取り寄せたときもそうだったのですが、非常に煩雑で、時間もかかりますし、お金がかかるのですね。物好きな研究者が研究費を使って資料を取り寄せるのであれば問題ないと思うのですけれども、一般市民の方がちょっと見たいと思ったときに、7,000円、8,000円をかけて情報公開制度を使いながら、しかも3週間待つてやるかという、それは使いやすいものではないと思うのです。

物理的にあることはあっても、それは利用可能な状態にあるとはちょっと言えないのではないかというのが1点目です。

2点目は、現在は問い合わせがないというのはそうだと思うのです。一般の方から、アセスというものがどういうもので、これをどう使って自分たちの周りの環境をどうしていくのかということについて、今の段階ではそれを十分に使うという認識が広く普及していないからかもしれません。

ただ、これからは、行政だけではなく、市民もまちづくりには主体的に参加して、こうしたデータを使いながら、どうするのかという意見形成をしていくことが望ましいと言われている社会ですから、今後、こういう情報を使うという考え方が望ましいと考えるのであれば、今の利用が少ないからといって制限する理由はないのではないかと思います。

ただ、サーバーの問題については、私は技術的なことがわからないので、その辺はほかの方にご検討いただければと思います。例えば、クラウドなどを使えばできるのではないかという意見もあるかと思います。

他方で、長期にわたる場合に、そういう電子データをどこかに残しておくのが難しいのであれば、例えば、長期のものはアナログな形ですが、今おっしゃったようなどこかの文書館に行けばありますよ、概略だけは見るすることができますよというふうに、いろいろと考えることもできるのではないかと思います。

3点目は、要綱とはどういうものなのかということですが、行政の内規であって、拘束力がないもので、条例に基づいてはいるけれども、その運用指針のようなものと理解して

いるのですけれども、そうすると、技術指針とか、ここで同意をしてくださいということ  
を事業者をお願いしていて、義務づけはできないのです。これは十分理解できるところで  
す。ただ、同意を断わるところは余りないと思うのですけれども、同意をして公表してい  
くということに関して、何らかの理由で断わってきた場合に、どう対応するのかというこ  
とです。

今の要綱案では、公表するということが第12条にありますので、これが一定の圧力に  
はなるとは思いますが、同意をした、取り消したということをどういう形で公表するのか。  
これも、すぐに見やすいところにあるのか、見にくいところにあるかによって、その意義  
が違うので、この辺の考えをお聞かせいただければと思います。

もう一点は、第5条の2項と3項で、同意については、事業者が書面の届け出によって  
同意を行うとありますが、各段階ごとにすると書いてあります。これは、明確性を確保す  
るということはわかるのですが、一般に手続が煩雑であればあるほど同意をするのは面倒  
くさいと考えることがあると思います。

例えば、包括的に全てについて同意しますよという手続を別途選択ができるとか、そう  
ではなくても、後から一部取り消しもできるわけですから、そういう方法はできないのか  
と思いました。

それから、もう一つあります。

個人情報への配慮という第11条がありました。これも確認的な規定であって、特にこ  
れがなくてももともと確保されているという趣旨だったのですが、同様の問題としまして  
は、例えば、希少種情報については配慮するというのも、実務慣行ではあっても、明文の  
根拠がないという曖昧なものであったかと思いますので、これも入れることができないの  
かと思います。入れておけば、いずれどういう形で配慮するのかということも考える余地  
が出てくるのではないかと思います。

最後に、要綱とは行政の内規であるということであれば、仮に、事業者はぜひとも公表  
したい、同意しましたと言っているけれども、今のようなささまざまな機微の情報等もある  
ので、行政の側から、これはちょっと一部やめましょうということを行う場合は、特に根  
拠はなくてもいいのでしょうか。これも気になったところです。

以上です。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） いろいろとありがとうございます。

こちらからも質問したいことが幾つかあるのですが、最後の行政からやめましょうと言  
うというのはどういう意味なのか、ちょっとわかりませんでした。例えば、この資料はや  
めたらどうですかとこちらから事業者に働きかけるということでしょうか。

○遠井委員 もちろん、全て公表するべきだと思うのですけれども、例えば、希少種情報  
が含まれていたことが後からわかったとか、安全保障上、重要な問題が発見されたので、  
それを公表しておくことは、テロ対策上、不可欠であるということが出てきた場合に、事  
業者が、同意しているのに、何で行政がそんなことを勝手にできるのかと言ってきたとき

の根拠を要綱に書いておく必要があるのではないかということです。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長）　ここで公表する図書は、全て条例の規定の段階で既に公表されているものですから、その段階で、私どもも公表する前に図書の内容のチェックをしております。確かに、漏れはあるかもしれませんが、例えば、希少種については、個人情報と同じように配慮するということがあります。絶滅危惧種に段階がアップして、レッドデータに後から載ったという場合もあるかと思しますので、それは配慮できるかと思えます。実は、環境省のレッドデータがこう変わったので、この部分については精査して公開するのはまずいのではないかという働きかけをすることはできると思えます。

それ以外のものについては、既に公表した段階で、個人情報なのかどうか、あるいは、市民の生活に重大な問題を与える、生命の安全とか財産の問題とか、そういうものについては事業者がやるとしても、ほかの条例自体の規定で、これは載せることができないということになります。それは、図書の段階でも、個人情報にかかわる制度の趣旨に反しているのではないかというチェックはできると思しますので、特に規定を設ける必要はないと思います。当然、途中で状況が変わった場合については、要綱の中でこの規定にないものは事業者ときちんと協議した上でやるというところを担保したいというふうに記載しております。

それから、総括的に同意できないかというお話でした。それも考えてみたのですが、事業者が各段階の手続ごとに、民間企業であれば、会社の経営状況や戦略の状況によって変わる場合もあると思いますが、各図書を提出するときに一緒に提出してもらって届け出書がありますが、そのときに、こういう要綱がありますので、例えば配慮書の段階ではこういうふうに継続したいので同意してくださいと、その都度、私どもが事務をとることは煩雑ではないと考えております。

事業者の負担がどうなのかというのは、その段階で継続していいかどうかを改めて考えてもらうということであれば、それぞれの段階で同意をもらったほうがいいと思います。公共事業など市の事業であればいいのですが、国や道の事業であった場合に、条例で規定していないから同意しないと一括されてしまったらそれでおしまいになります。個々の段階で、担当者が変わった時にお問い合わせの方がいいのではないかと考えます。最初に一括でやると、その担当者がそういうことに理解がない人であれば、出してこないということもありえると考えまして、個々の段階でということ考えております。当然、総括的にするというのは、あり得ることかと思しますので、それも検討させていただきたいと思えます。

その一つ前の、要綱は義務づけができずという後がどういう趣旨だったのか、わかりません。

また、その前の電子情報が長期にわたって、インターネット上で無理であれば紙でも自由に見られるようにということですが、この制度の中で、電子データはこうだけれども、紙はいつでも見られますという規定をつくり直さなければいけないので、これが実際に可能なかどうかは検討させていただきたいと思えます。

○遠井委員 私の質問の確認ですが、どういう趣旨でしょうかというご質問に対して、私の質問の内容をもう一度お話ししますか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 表1のお話ですね。

○遠井委員 もう一度お話しいたします。

要綱というのは、拘束力がないので、同意してくださいとお願いしても、それをさせることはできません。それを前提としつつですけれども、それでもなるべく同意してもらうためにどういう工夫があるのかというと、今の第12条の下にあるように、同意をしたかどうかについては市民に周知するとか、取り消しをした場合も市民に公表するという規定を入れてありますので、これがある一定の事実上の圧力といいますか、事業者に同意させるための一つの手段かなと理解しました。

ただ、その公表の仕方として、小さくどこかを見なければわからないということであれば余り影響力がないので、なるべく、他の図書と同じところに、それに同意したか、しないか、それに関する同意の内容もあわせてごらんいただくことができたほうがいいのではないかと思います。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 当然、市民について、事業者がきちんと協力してくれているということを示すべきだと思います。

今、アセスのホームページの中に、図書の縦覧、手続経過が一覧になっており、見られる部分が全て一覧表になっております。その表をつくり変えることによって、条例上の縦覧期間はこうだけれども、ただいま同意によって継続できる状態になっていきますということは、当然、ホームページの中に明記いたします。

例えば、広報誌を使ってということも、紙面の枠の確保が今はなかなか難しいので、どこまでできるかということもあります。環境局の場合はたくさんの方が来庁されますので、廊下にいろいろなポスターを張って、来庁されたらいつでも見られる状態にして、ただいま何々が縦覧されていますとか、継続して見られますという情報を市民に伝えることはできると思います。そのようないろいろなことをやっていきたいと思っております。

○遠井委員 今、お答えいただいたことに、さらにコメントです。

アセスの図書を見るときにごらんになると思いますが、なお、この図書のついては、事業者は、その期間が終わった後も引き続き公表することに同意しておりますと書くとか、これについては同意を取り下げましたと入れるとか、そこで見ることができるようにしたほうが良いと思いました。

また、先ほどの包括的同意の話ですが、どちらかを選ぶことができるとか、包括的同意をしておくことということがあれば、今度は、逆に企業の側も最初から、これはずっと見られるものだということをつくっていくこともあると思いますので、その都度やる方がいいかどうかという判断もあるかもしれませんが、逆に、初めからやらなければいけないと思っているほうが、そのつもりで準備するというのもあると思います。当面、どちらがいいのかというのは私もよくわかりませんが、それならば、両方できるようにし

ておくということも可能ではないかと思いました。

○事務局（木田環境管理担当部長） 今、幾つかご指摘いただいた件については、直ちにできないこともあろうかと思しますので、少し検討させていただきたいと思います。

私のほうから二つお話ししたいと思います。

電子情報につきましては、充実が求められております。現在はサーバーの関係でなかなか難しいかもしれませんが、年々歳々サーバー容量も大きくなっていますので、将来に向けて解決できる問題ではないかと思っています。そういう時間経過を見ながら、対応については検討させていただきたいと思っております。

それから、情報公開制度の関係ですが、任意公開ですね。要するに、請求がないと公開ができないのか、あるいは任意で公開できるのかという話です。札幌市としては、任意公開の領域を広げるようにという指示が以前から来ております。ですから、できるだけジャンル類に区分けできるようにしたいと思います。一々、情報公開手続をとらなくても、見に来られればすぐにお見せするような形はとれるかと思います。コピーはちょっと難しいかもしれませんが、それは検討して確認してみたいと思っております。

○村尾会長 ありがとうございます。

○宮木委員 質問が3点あります。

資料2-2の図1の実演家というのは、利用する人のことですか。

二つ目は、今回の要綱というのは、どれくらいの有効な期間を想定されているものでしょうか。割と簡単に一部を変えたりすることができるのでしょうか。

10年ぐらいというと、技術的な様子は相当変わると思います。

サーバーの容量の問題も、今おっしゃったように、表1の①番にするだけではなくて、将来のフォローアップを目指すということですから、近い将来、相当長期な期間を見ることが十分可能になると思います。そういう場合は、また一々変えていくのかということですね。

三つ目は、札幌市の場合は、表3の条項5の取り扱い原則で事業者の同意を前提とすると思いますが、市の事業の場合は、基本的に公開するという点でよろしいのでしょうか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） まず一つ目です。実演家の権利というのは、例えばアーティストというか、実際に自分のつくった作品を示す方でして、図書の部分とは直接関係がないと思います。

著作権法を見ますと、多くの部分が音楽、絵画、芝居、演劇などが書かれておりますので、私たちがアセス図書で何かパフォーマンスをするということではないかと思います。

それから、要綱については、先ほど部長からもありましたように、いろいろな状況が変わってくるのが考えられますので、条例自体もそうですが、定期的な見直しが必要になってきます。つくったら、未来永劫そのままということではございません。場合によっては、縦覧期間をもっと延ばすということも条例の規定の中に入れてしまうということも、

状況によってはあるかと思えます。どういう規定が一番現状に合っているのかということ、私たちが絶えず考えていくことですので、10年、20年それが固定されて全く変わらないということは今のところ考えておりません。

三つ目のご質問は、市が事業者だった場合の話ですけれども、札幌市条例の中には、事業者が札幌市であろうが、民間であろうかということは考えておらず、あくまでも事業者ということで、その事業者が市役所の中の一機構の部署であるなしにかかわらず、対象とさせていただきますということです。

そういうことでよろしいでしょうか。

○宮木委員 事業者が市の場合と企業などの場合とでちょっと違うのかなという気がしたのです。札幌市がお金を出して事業を進める場合と、ほかの企業などがお金を出す場合と、調査費も当然違いますね。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 案件の事業者が、札幌市の部局であったり、道、国、民間の場合でも、市の条例対象のものは全て市の案件になります。これは、その図書について、事業者側が札幌市の都市局だった場合に、継続をいいですかと同意をもらう。それから、例えば道道の工事があって、道の道路課であれば、こういう制度があるのだけれども、継続してもらえませんかと言って同意をもらう。開発局でしたら、国に対して、縦覧継続することについて同意をいただけませんかというふうに働きかけます。事業者が誰であっても同じです。

そして、公表は札幌市長が続けてするということです。民間なり事業者が継続するということではないです。

○宮木委員 市がお金を出して行う事業の場合に、情報の公開は基本的に行うのかどうかということです。

○事務局（木田環境管理担当部長） 先ほど来ていたように、うちの都市局が事業を行う場合でも公開をするかしないかの話は同じかということのご質問だと思いますが、札幌市のほうの事業については、当然、公開して、条例なり法律なりが担保されたものと理解していいと思います。そういう質問ではないのですか。

○宮木委員 基本的には、市の場合には公開するということではないのですか。

○遠井委員 宮木委員の質問は、恐らく、市の場合には当然するものとして、こうした同意の手続を踏まなくてもいいのではないかという趣旨ではないですか。

○宮木委員 そうですね。市民のお金を出してやるものですから、情報公開をするのは原則としては当然ではないかと思うのです。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 条例の規定で公開している部分については、市であろうが、民間であろうが、関係なくやっておりますが、それ以外については、市の事業部局として、市民に対して情報を提供し続けるということは当然だと思います。

あくまでも、アセス条例の手続の中で、今は30日でその図書をおろしてしまっていますから、それを続けてくださいということです。趣旨としては、市の部局が率先してする



べきだと思いますが、あくまでも、アセス条例の手続の中においては、それをしなかったからといって条例違反であるかどうかということにはなりません。形上は、規定の30日さえ出せばいいとなっています。当然、市の部局で、この要綱に従って同意を出していただきと言ったときに、よっぽどの秘密事項を隠されていることがない限り、拒否することはないというふうに今のところ想定しております。

特に、改めて規定しなくても、市は当然なので、要綱の対象外でとなると、例えば条例の中で、札幌市が事業者になる案件については縦覧期間を30日ではなく、事業が終わるまで、あるいは、その事業が廃止されるまでという規定を加えなければならないことになります。

その場合に一番問題なのが、先ほどの北8西1地区のように、都市決定されるまでは市がかかわっていますが、基本的に都市計画決定された後は完全に民間事業です。北1西1地区もそうです。あれも、たまたま事業組合の代表が札幌市長ただただで、中身は民間の事業です。そこら辺の手続を法的にどう考えるかという整合性を反映させるのは、今の段階で条例の中ではなかなか厳しいかと思います。

宮木委員が言われたように、札幌市の事業であれば公開をし続けるべきであるというは、各部局は当然わかっているかと思います。

○遠井委員 恐らく、それではするだろうということであれば、逆に言うと、要綱は拘束力もないので、その中に書き込んでおいても問題はないのではないのでしょうか。

つまり、要綱の中で、「尚、市がかかる事業については、原則として公表に努めるものとする」とすると、例えば、民間の事業者は、市がやっているのならやらなければいけないというようなメッセージにもなります。特段、それで問題がないのであれば、それを一言入れておくこともできるのではないかと思います。

済みません。先ほど、私は勘違いをしておりました。第12条の2項、3項、4項は、あくまでも、事業者による文書のプリントのサービスに関する同意の公表であったかと思えます。

もう一度、ご提案を変更させていただきたいのですが、第5条の公表の継続の同意、第8条の公表の継続の停止、第12条1項のその他の方法によるサービスの提供、これとは独立して、今の第5条、第8条、それから第12条の1項に関して、市民に対して同意を公表し、取り消しについても公表するというふうに、別の条文を独立させて、全てに関して公表するということがいかがでしょうか。

○事務局（木田環境管理担当部長） 一種のペナルティ的な要素というご趣旨かと思えます。どこまで加えられるか、検討したいと思えます。

○村尾会長 ありがとうございます。

○早矢仕委員 意見と質問がございます。

まず、1点目は、縦覧期間のことです。事務局としても、長く公開するにこしたことはないけれども、今のところ、技術的な問題で2案なのだというご説明だと思いますが、そ

の事情はよくわかりますし、現状ではある程度は仕方がないと思います。そこで、札幌市の事業でそれほど一遍に多数の案件が出てきてということはないかもしれませんが、環境影響評価の場合に、今、単独の事業を常に審議するわけですけれども、複数案件の複合的な影響が心配される事例も起こり得ると思うのです。そのときに、できることなら、終わってしまったものも含めて、どういう計画があったか、今はどういう状況になっているかということは引き続きわかるほうが望ましいので、できる限り長く公開すべきだと考えます。

そして、意向的な措置としてサーバーの容量が小さいのは仕方がないので、先ほど、本当の図書がないと要約書を見ても余りわからないというご説明もありましたが、要約書だけでもある程度はわかりますので、そちらだけでもできる限り長く公開するということができないのかという質問です。

もう一点は、公表の継続を事業者に同意してもらうという前提でのお話ですが、そこで断わる場合に、理由を任意で提出することになっているようです。これは、記載が任意になっていますが、理由ぐらいいは明らかにしていただいていた方がいいのではないのでしょうか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 要約書だけというのは、そうですね。そうになると、要綱の中の規定もつくり直さなければいけないことになります。例えば、本書は途中で終わりということですが、要約書については続けるということであれば、名古屋市が図書の公開をずっと続けております。条例上、市長が公開することになっています。札幌市のように、法と同じように事業者が行うという対応をとっている政令市が少ないので、最初から市長が公開する形をとっているところはやりやすいと思います。要約書をずっと載せるということになると、容量的には相当抑えられると思いますが、要綱の中でそういう規定をつくれるかどうか、検討したいと思います。

それから、理由についてです。事業者側の理由について、何らかを書いてもらうということは、任意ではなくて、必要だと思います。ただ、それが本当のものかどうか、真意なのかどうかの判断はできませんので、どのような理由を書かれてきたか、形だけになるかもしれませんが、記載してもらうことは必要だと思いますので、これについても検討したいと考えています。

○村尾会長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

皆さんのご意見のように、縦覧をずっと続けることができるのであれば、続けたほうがいいのかというのは、皆さんの合意事項かと思います。あとは、テクニカルな問題だけです。しばらくの間、ほかのやり方を考えてみようということでも結構かと思いますので、事務局でご検討いただければと思います。

大分時間が迫ってまいりましたので、特にご意見がなければ、この辺で締めたいと思いますが、これは次も議論するのですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） この後の審議会の予定として、駒岡の配慮書の

関係がいつ出てくるかによって、何とか年度内にはと思っていますのですが、あと1回はあるかと思います。

ただ、私どもは、今度は放射性物質の関係の条例改正の手続が1年ほどかかるであろうということで、新年度に入って皆様の審議会に条例改正の要否についての諮問をさせていただきたいと考えております。事務方としては、再度検討した要綱案を委員の皆様にお示ししまして、会議の場ということではなく、ご意見をいただいて、これはやはり問題があるというところがあればご指摘いただければと考えております。

○村尾会長 ありがとうございます。

それでは、きょういただいた意見で進めていただいて、また、機会がございましたらご報告いただければと思います。

終了のお時間が近づいてまいりましたので、本日の議題はこれで終了といたします。

きょうの審議会は、まとめる必要はございますか。

○遠井委員 先ほど申し上げればよかったのですけれども、一つ目の議案については、事前に資料をいただくことがなく、その場で見て、すぐに意見を言ってくださいということでした。もちろん、評価書等は公表されているので、全くゼロというわけではないですが、どういう主張をしてくるのかはこの場にならないとわからなかったもので、議論を深めることがなかなかできなかったのではないかと思います。

いろいろな事情がおりますと思いますが、特に、こうした案件については、なるべく事前に資料を出すように働きかけをしていただいて、事務局もいろいろとご苦労なさっていると思うのですけれども、少なくとも、概要については事前にお知らせいただくようにご努力いただきたいと思います。

○村尾会長 事務局にお願いいたします。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 相当前から、いつ出せるのか、少なくとも1週間前には出してほしいということをお願いしていたのですが、都市局のほうで作成しているのではなく、準備組合のほうで作成している資料なので、組合の承認を得るまでは出せないということでした。今後も、そういう案件については、相当前から要請していきたいと思えます。

とりあえず、条例の運用について総括をするのは大変なものですから、北8西1地区について、ポイントだけをご確認いただければと思います。

現状と比べてどれだけ日影状況が増減するかということが本来は必要であって、準備書と比べてどうかということではないというご意見があり、熱量についてもきちんと把握すべきだということでした。また、専門家については、最新の研究状況を国内だけではなく海外も含めてきちんと対応するべき、それから、モニタリング等、住民とのいろいろな話し合いをしていく中では、専門家ではない一般市民が入りやすく、話しやすい場をつくることで、ファシリテーターのような存在の配置も必要ではないかというご意見がございました。また、今後も日影については、現状より日照時間が減ることなので、しっか

りとしたモニタリングをというご意見が複数の委員からあったということです。

報告にかえさせていただきます。

○村尾会長 ありがとうございます。

評価書については、何よりも、事業がなされたときに悪影響が出ないというのが一番大事なことです。この場の会議だけではなくて、きょうの資料をごらんになって、ご意見がございましたら寄せていただければ、また、事業者にお知らせすることができると思います。ばたばたと資料を説明されてわかりにくいという点は、きょうの会議だけではなく、またメールでもお知らせいただければと思います。

それから、議事の概要につきましても、この後、議事録が送られてくるかと思しますので、そこでご確認いただければと思います。

時間になりましたので、審議はこれで終了し、事務局に進行をお返しいたします。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 村尾会長、委員の皆様、長時間にわたるご審議をありがとうございました。

今回の審議会については、先ほども触れさせていただきましたが、駒岡清掃工場の建てかえ事業の配慮書の提出、また、法改正による放射性物質についての国の動向等の今後の動きを勘案いたしまして、次回の開催時期を改めて委員の皆様伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、駒岡清掃工場の視察についてもご協力いただいております。ありがとうございます。本日も何名の方かご参加いただくことになっております。寒い中を恐縮でございますが、引き続き、こちらの視察についてもよろしくお願いいたします。

#### 4. 閉 会

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 本日は、天候も余りよくない中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございました。

これにて、平成26年度第3回札幌市環境影響評価審議会を終了させていただきます。

以 上